平成２３年（フ）第１４１６号
大阪府守口市南寺方南通１丁目３番３号、開始決定時の住所大阪府守口市南寺方東通４丁目20番31―203号
破産者　木村　幸助
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９４５号
大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目17番３号
破産者　金谷　政男
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１７０号
大阪府茨木市三島丘２丁目30番６―107号
破産者　髙須賀延雄
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２４４号
大阪市城東区今福西３丁目２番６―806号
破産者　戸髙　達男
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０９９号
大阪市中央区南船場４丁目９番６号　順慶町アーバンライフ603、開始決定時の住所堺市中区福田406番地６
破産者　堺　　良文
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３１１号
神戸市中央区花隈町27番５―203号　20Ｃ、開始決定時の住所神戸市中央区中山手通５丁目２番10―1002号
破産者　塩見　　昭
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９４号
鳥取県米子市立町２丁目15番地
破産者　石田　敏雅
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第２１２号
徳島市南蔵本町３丁目１番地の７、旧住所徳島市国府町芝原字野神92番地の２
破産者　花本千代美
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９６号
熊本県阿蘇市南宮原145番地１
破産者　中島　一登
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋1283番地270
破産者　金城　盛英
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第３５２号
新潟県燕市吉田西太田1136番地１
破産者　井塚　神一
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５７８号
金沢市緑が丘３番12号
破産者　岡田　利雄
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２９２号
石川県河北郡内灘町字緑台２丁目21番地
破産者　小橋　　昇
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２１８号
山梨県笛吹市御坂町金川原1394番地
破産者　神宮司正人
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１９号
山梨県笛吹市御坂町金川原1394番地
破産者　神宮司きよ子
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９２９号
京都市右京区山ノ内池尻町６番地　京都四条グランドハイツ335号
破産者　今西　杉広
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６７号
広島県尾道市因島重井町5119番地３
破産者　ＭＫハウスこと　萬田　清隆
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係